

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

平成30年6月28日（木）午後1時30分～午後3時00分

第2 出席者

1 公安委員会

大塚委員長、堀井委員、北村委員

2 県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長
首席監察官、警察学校長、情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

警察官の援助要求について

警備部長から、警察官の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、堀井委員から「暑くなる時期でもあり、体調管理に十分配慮しながら、頑張っていたきたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

(1) 平成30年5月中における情報公開請求等の状況について

警察から、平成30年5月中における情報公開請求等の状況について報告があった。

(2) 運転技能自動評価システム（オブジェ）の導入について

交通部長から、運転技能自動評価システム（オブジェ）の導入について報告があった。その際、大塚委員長より「高齢運転者の交通安全対策に有効活用していただきたい。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

なし

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、20件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出について報告があり、これを

了承した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分に係る聴聞結果について

警察から、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分に係る聴聞について報告があり、これを了承した。

(4) 個室付浴場の営業停止について

警察から、個室付浴場の営業停止について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例第20条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について

警察から、滋賀県琵琶湖等水上安全条例第20条の規定に基づく船舶の航行の制限に関する指定について説明があり、原案のとおり決裁した。

このページについてのお問い合わせ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話:077-522-1231